

# 畜産物における安全と 消費者の信頼確保に向けた取組（その1）

生産局畜産部  
消費・安全局

平成 2 1 年 7 月

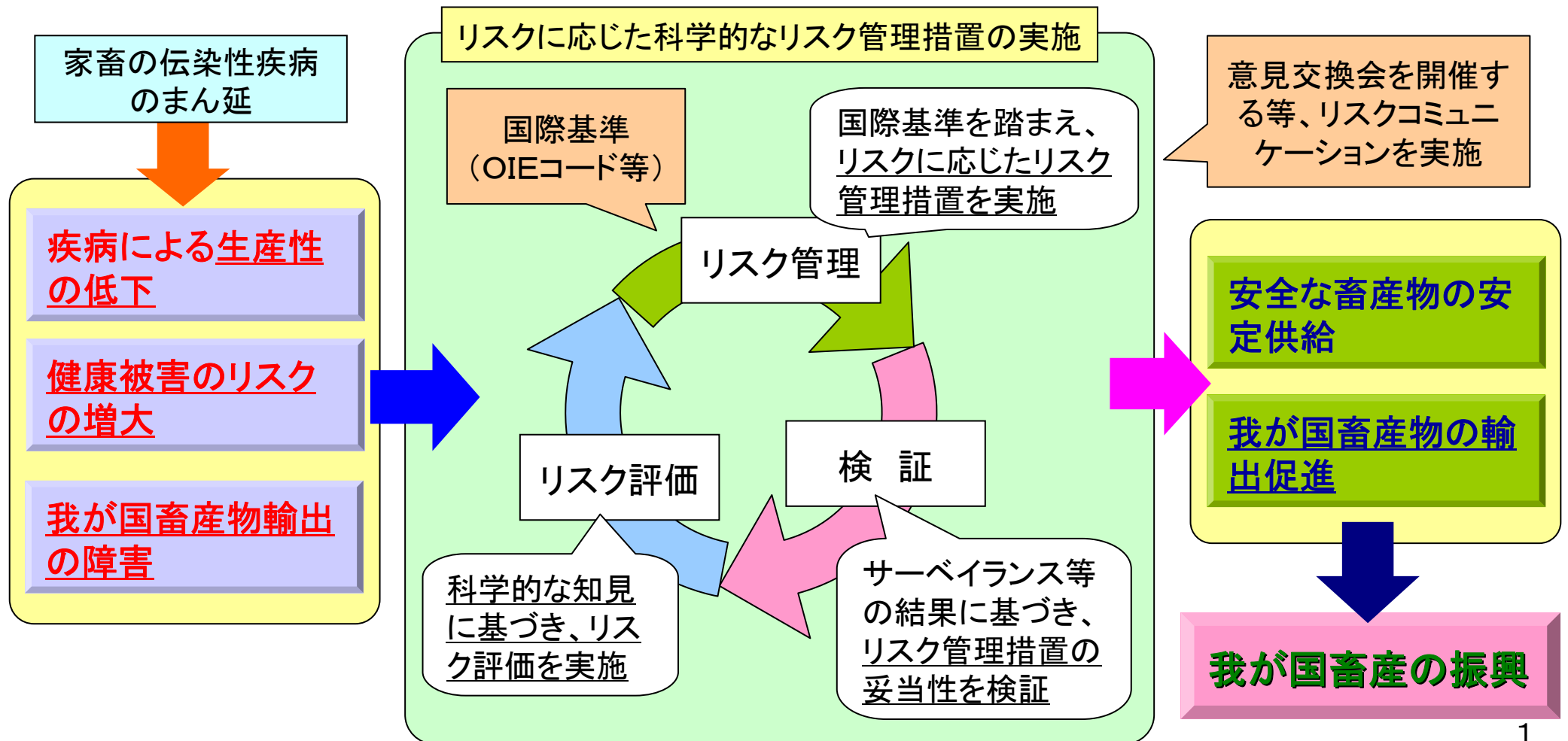
農林水産省

## 目 次

1	リスクに応じた科学的な家畜衛生の推進	1
2	我が国における家畜衛生対策の実施体制	2
3	家畜の伝染性疾病の発生状況	3
4	我が国のBSE対策の進展	4
5	主要国におけるBSE対策の概要	5
	(参考1) BSE対策の実施状況	6
	(参考2) 家畜伝染性予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成	7
	(参考3) 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定	8

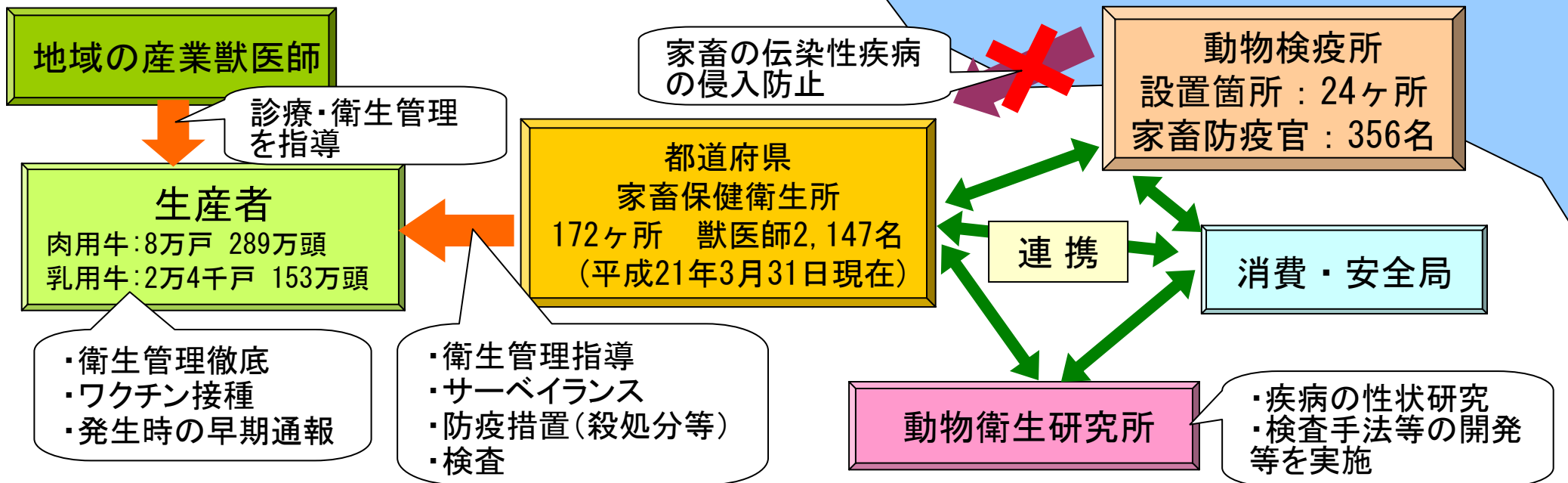
# 1 リスクに応じた科学的な家畜衛生の推進

- 我が国畜産の振興を図るため、科学的知見に基づき家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を実施。
- 国際貿易の進展、海外における家畜の伝染性疾病のまん延による侵入リスクの増大、我が国畜産物の輸出促進に対応するため、国際基準を踏まえ、リスクに応じたリスク管理措置を実施。



## 2 我が国における家畜衛生対策の実施体制

- 都道府県の家畜保健衛生所を中心に、農家に対する衛生指導、サーベイランス等を実施。
- 「家畜伝染病」の発生時には、法に基づき殺処分や移動制限等の防疫措置を実施。
- 我が国への疾病の侵入を防止するため、動物検疫所において的確な防疫措置を実施。
- また、動物衛生研究所において、的確な疾病の発生予防等のための研究を実施。



	疾病の例	発生時の対応
家畜伝染病 (法2条)	口蹄疫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査陽性牛 患畜として殺処分(法17条)</li> <li>・同居牛 疑似患畜として殺処分(法17条)</li> </ul>
届出伝染病 (法4条)	牛白血病	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断した獣医師は都道府県を經由して農林水産省へ届出義務(法4条)</li> <li>・都道府県や獣医師が衛生指導</li> </ul>
上記以外	乳房炎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者が自主的に衛生対策</li> <li>・必要に応じ都道府県や獣医師が衛生指導</li> </ul>

### 3 家畜の伝染性疾病の発生状況

- 過去、国際的な課題とされた結核病やブルセラ病は清浄化が進展。口蹄疫については、我が国における発生があったものの、清浄化を達成。
- 一方、牛白血病、BVD－MDが顕在化するとともに、ヨーネ病・乳房炎が慢性的に発生。

#### 主な牛の伝染性疾病の発生状況の推移

(単位：頭数)

年（平成）	12	13	14	15	16	17	18	19	20
口蹄疫	22	0	0	0	0	0	0	0	0
牛海綿状脳症	0	3	2	4	5	7	10	3	1
結核病	2	1	1	1	0	1	1	0	0
ブルセラ病	0	1	1	0	0	0	0	1	1
ヨーネ病	798	677	780	719	1,118	796	1,179	1,048	465
牛白血病	161	192	248	407	468	587	779	838	1,047
BVD－MD	31	123	68	111	93	165	162	162	88
乳房炎	765,774	722,620	786,278	860,540	872,704	892,268	898,428	870,868	－

資料：家畜衛生統計、家畜共済統計

注：乳房炎の発生状況については、家畜共済統計における死廃事故、病傷事故件数の合計（年度値）であり、単位は件数

# 4 我が国のBSE対策の進展

- 法的な飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、2002年2月生まれ(現在約88か月齢)以降の牛からの発生は確認されておらず、我が国のBSE対策は有効に機能。
- OIEは、申請に基づき加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階に分類しており、2009年5月のOIE総会において、我が国を「管理されたリスク」に認定。

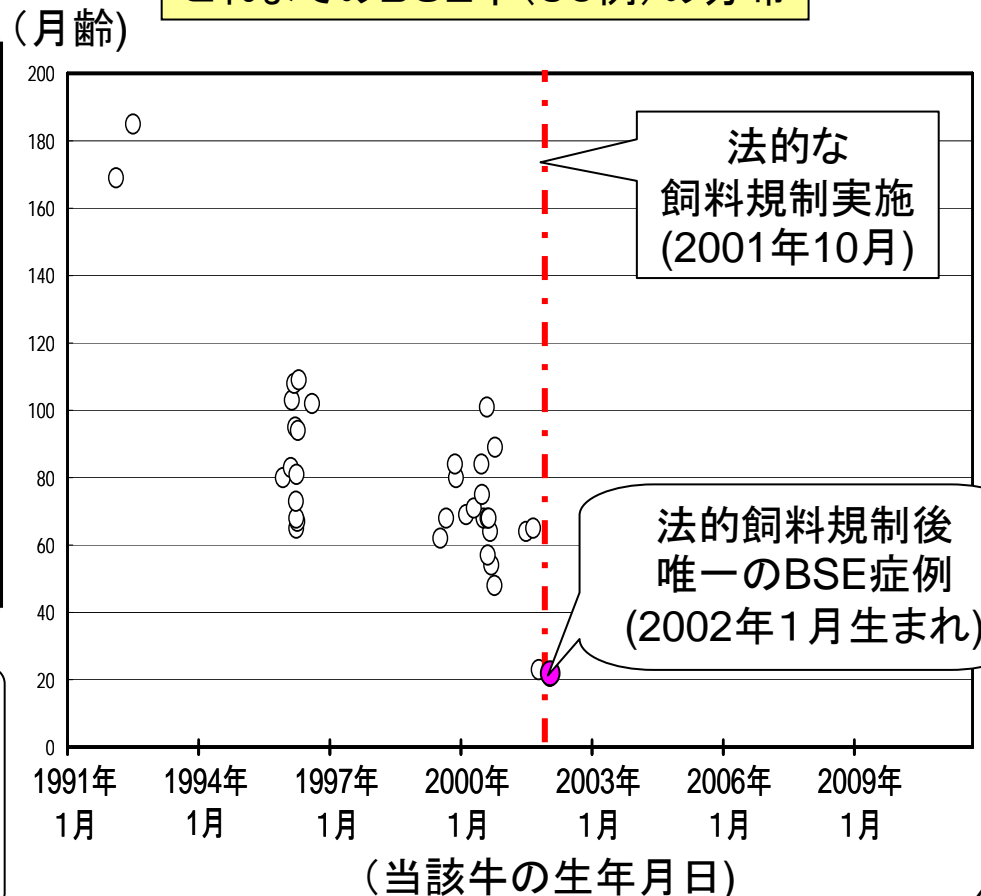
OIEによるBSEステータス区分と条件

ステータス	サーベイランス	リスク低減措置
無視できるリスク	5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	①過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生がないこと ②有効な飼料規制が8年以上実施されていること
<b>管理されたリスク</b>	10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	有効な飼料規制が実施されていること

「管理されたリスク」における牛肉等の主な貿易条件

- ・ ピッシングが行われていないこと
  - ・ 特定危険部位(SRM※)が除去されていること 等
- (※ 全月齢の扁桃・回腸遠位部、30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱等)

これまでのBSE牛(36例)の分布



## 5 主要国におけるBSE対策の概要

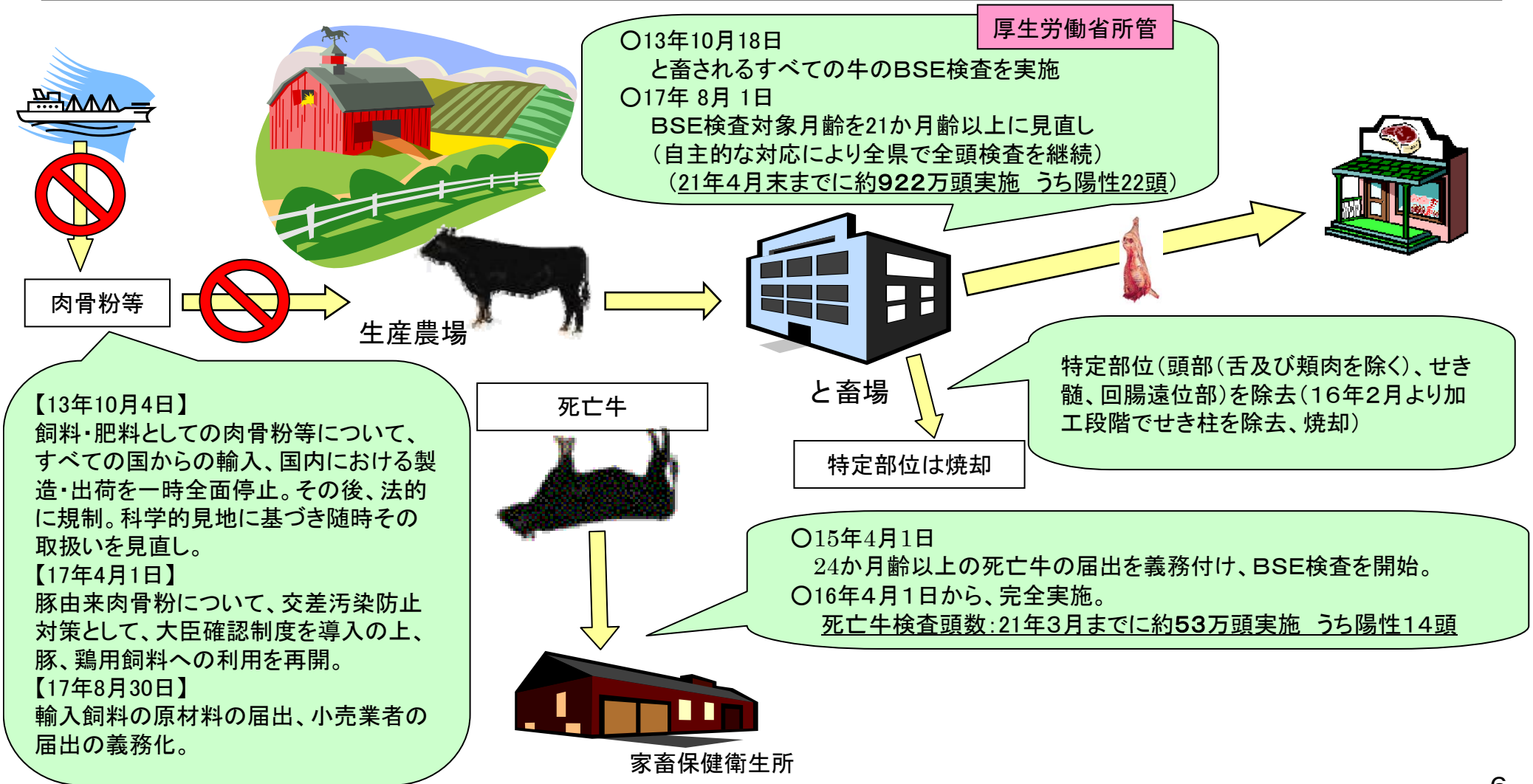
- EUは、BSEに関するリスク管理措置について、ロードマップを作成し、リスクに応じたリスク管理措置を行うべく、対策の見直しを実施。
- EUは、2009年1月1日より、一定の条件を満たした国について、検査対象月齢を48か月齢超へ変更。

### 日・米・欧のBSE対策の概要

		日本	米国	EU
B S E 検 査	健康牛	21か月齢以上の牛 すべて (17年8月～)	—	30か月齢超の牛 すべて (一部の国は48か月齢)
	死亡牛	24か月齢以上の牛 すべて	一部 (30か月齢以上)	24か月齢超の牛 すべて (一部の国は48か月齢)
SRM除去		全月齢の頭部、脊柱、脊髄、回腸遠位部	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髄、眼、脊柱	全月齢の十二指腸～直腸、腸間膜、扁桃 30か月齢超の脊柱 12か月齢超の頭部、脊髄
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物、豚、鶏に給与禁止	30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、反すう動物、豚、鶏に給与禁止(2009年4月より施行)	反すう動物、豚、鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛トレーサビリティシステム	牛の出生情報の記録又は歯列による判別	牛トレーサビリティシステム

# (参考1) BSE対策の実施状況

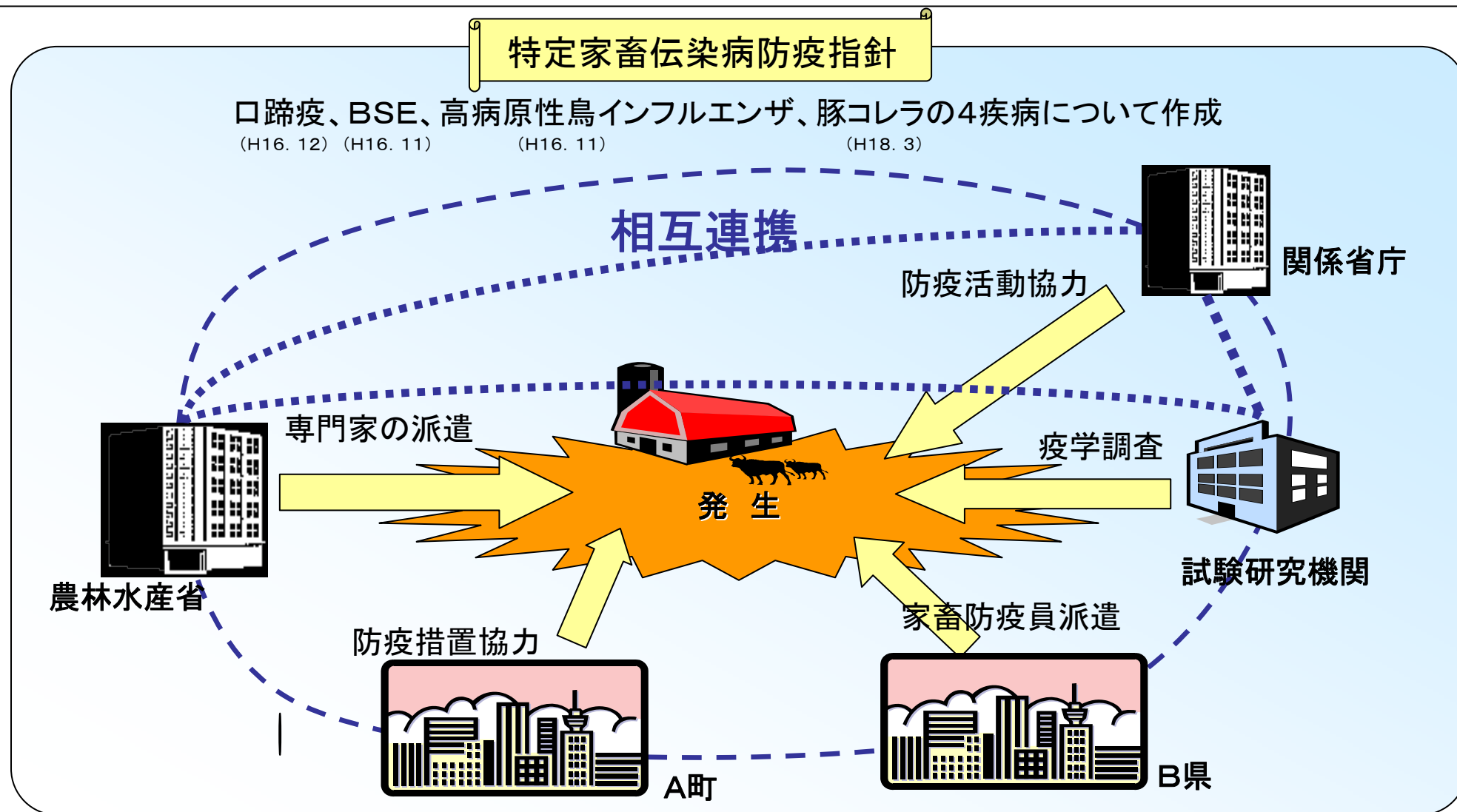
- ・ と畜場におけるBSE検査体制及び特定部位の除去体制の確立。
- ・ 肉骨粉等の飼料原料の給与規制等によるBSE感染経路の遮断。
- ・ 24か月齢以上の死亡牛についての届出義務とBSE検査体制の確立。





## (参考2) 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成

- ・ 従来から、家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止については、国がその対応方針を都道府県に通知。
- ・ 特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む防疫措置のための指針(特定家畜伝染病防疫指針)を作成。

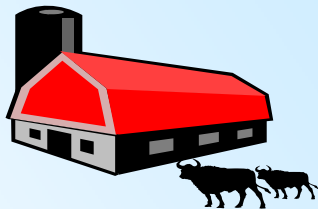


# (参考3) 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・ 農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- ・ 飼養衛生管理の徹底は、食品の安全性を確保するための生産段階における取組ともなる。

## ○ 家畜の飼養衛生管理基準の設定

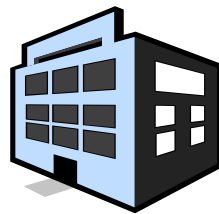
衛生管理を徹底することで疾病を予防



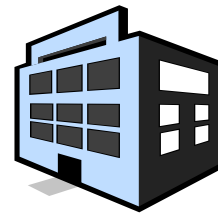
生産農場

(家畜伝染病予防法)

- 1 畜舎や器具の清掃、消毒
- 2 畜舎に出入りする際の手指、作業衣等の消毒
- 3 飼料や水への排せつ物等の混入防止
- 4 導入家畜の隔離
- 5 人や車両の出入り制限・消毒
- 6 野生動物や害虫の侵入防止
- 7 出荷の際の家畜の健康確認
- 8 異常家畜の早期発見・早期受診
- 9 過密な状態での家畜の飼養回避
- 10 伝染病に関する知識の習得



と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者

食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保  
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止

- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

衛生管理の向上

家畜の飼養者が家畜の衛生管理の方法に関し遵守すべき最低限の基準

